

慶弔見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、会員の慶弔見舞金の贈呈に関する事項を定める。

(種類)

第2条 この規程の慶弔見舞金とは次の種類をいう。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 葬祭料

(金額)

第3条 第2条にあげた慶弔見舞金の種類により次の金額を贈呈する。

- (1) 結婚祝金
正会員が結婚した場合 20,000 円を贈呈する。
結婚した者が共に正会員の場合は両会員それぞれ 20,000 円を贈呈する。
- (2) 出産祝金
正会員または正会員の配偶者が出産した場合は、第1子 10,000 円、第2子以降 5,000 円を贈呈する。
- (3) 葬祭料
正会員が死亡した場合、その遺族に 30,000 円の葬祭料を贈呈する。
その他必要と認められた者について、理事長決済の上、葬祭料を贈呈する。

(会計)

第4条 会計は本協会の法人会計を持って当てる。

(申請期間)

第5条 申請期間は第3条にあげた(1)、(2)及び(4)については発生日より、3ヶ月以内とする。(何れも入会以降)

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項が生じた場合には、理事会の決議により定める。

(支払保留)

第7条 年会費納付を滞納している場合、納付履行するまで慶弔見舞金支払を保留する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は平成11年6月1日より施行する。

一部改定 平成25年6月18日

第 7 条を追加し、既存の第 7 条を第 8 条に繰り下げ。

一部改訂 令和 6 年 4 月 1 日

第 2 条(3)傷病見舞金を廃止、第 3 条(4)葬祭料を 30,000 円
に改定